

## 令和3年度第5回情報公開・個人情報保護運営審議会議事録（要点記録）

- 1 日 時 令和3年10月8日（金）  
午前10時00分から午後12時00分まで
- 2 場 所 多摩市役所本庁舎3階 特別会議室
- 3 出席委員 藤崎会長、北村委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、松村委員
- 4 出席職員
- 【事務局】  
（文書法制課）岩田文書法制課長、原田文書公開係長、村岡主事
- 【実施機関】
- |                        |   |
|------------------------|---|
| 諮問ア（市民経済部課税課）          | 赤松課税課長<br>松井家屋償却資産係長                    |
| 諮問イ・ウ（市民経済部納税課）        | 岩本納税課長<br>荻野滞納整理係長                      |
| 諮問エ（くらしと文化部文化・生涯学習推進課） | 戸田文化・生涯学習推進担当主査<br>恵本主事                 |
| 諮問オ（健康福祉部健康推進課）        | 森合特命事項担当課長<br>西本主任                      |
| 諮問カ（教育部図書館）            | 笹原企画運営担当主査                              |
| 諮問キ（くらしと文化部スポーツ振興課）    | 小泉スポーツ振興担当主査<br>佐々木主事                   |
| 諮問ク（健康福祉部福祉総務課）        | 川添福祉総務担当主査<br>秋葉主事<br>野々山高齢支援係長<br>竹川主事 |
| 諮問ケ（総務部文書法制課）          | 岩田文書法制課長                                |
- 5 傍 聴 人 なし

## 6 内容及び要点

### (1) 開会

### (2) 前回議事録の確定

事前に郵送した前回議事録（令和3年度第4回）について、修正箇所がないことを審議会で確認した。よって、前回議事録は確定した。

### (3) 議事録署名委員の指名

帆足委員が指名された。

## (10) 議題

### ① 諮問に関する審議

#### ア 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（市民経済部課税課）

〔課税課〕

家屋調査の新たな調査方法、地方税法 403 条及び 408 条に規定されている実地調査の手法として、家屋課税事務のデジタル化を行う、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。家屋図の作成・間取り図のスキャン・航空写真及び家屋経年異動判読等を委託する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策に対応した実地調査を行うこと、また、デジタル化を推進することにより公正公平な課税につなげる。

スキャン業務に使用する図面の運搬は職員が行う又は職員の監督の下に行う、紙以外の情報は L G W A N 通信または外部記録媒体の手渡しで受け渡す等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 多摩市の家屋の全体が対象になるのか。ニュータウンの中高層の家屋は航空写真ではわかりにくいのでは。

〔課税〕 真上から撮ると屋根が同じ形の平屋と二階の区別がつかないなどの問題はあある。ただ、ここ 4・5 年で A I やレーザーの反射を利用するなどの技術を用いて増築などを判断できるようになってきている。コストも下がっている。

〔委員〕 補助金を利用して実施するようだが、ほかの市町村も同じように取り組んでいるのか。

〔課税〕 地方創生臨時交付金を活用している自治体としては、福島県田村市を参考にしている。総務省より、極力業務のデジタル化を進めるよう全自治体にいわれている。現行の家屋調査はアナログであり、実際に現場を直視して一つ一つ確認している。

〔委員〕 技術的に、新しい機器を持っていないとできない業務のようだが、業者の選定に際しては、こういった基準であっているのか。

〔課税〕 基本的には航空写真撮影の技術、上空からの撮影とレーザーによって測ることができる技術を持った事業者になる。こういった技術を取得している会社は多く、条件を満たした会社で競争入札を行う。

[会長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 課税課から諮問のあったア「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

イ 個人情報の処理に係る情報システムの導入（市民経済部納税課）

ウ 個人情報のオンラインによる外部提供（市民経済部納税課）

[納税課]

本諮問は、滞納処分に向けた預貯金の照会を効率化することを目的として、預貯金等電子化照会サービスを利用する、個人情報の処理に係る情報システムの導入と個人情報のオンラインによる外部提供についての諮問である。対象者の情報をオンラインで金融機関に提供し、預貯金等の情報の提供を受ける。

東京都・国税庁など多くの行政機関が導入した実績があるシステムであり、多摩市からのアクセスはL G W A N回線、金融機関側も閉域網のセキュリティの高いネットワークを介している、依頼・回答データは一定期間経過すると自動で削除されるなどの保護措置を講じている。

※ 以下、質疑等

[委員] 金融機関のうちこのシステムを導入しているのが2割程度だが、当分は紙による照会と併用することになるのか。

[納税] 併用することになる。

[委員] 処理手順に端末から依頼用のエクセルデータを作るとあり、個人情報の項目が記されているが、この項目の「等」は何を指しているのか。

[納税] 基本的には氏名住所生年月日で照会ができる。既に照会済で、口座情報や顧客情報が判明している場合、それらの情報を使用することがあり、「等」はそれらの情報を指している。

[会長] 年間の予定件数が記されているが、この件数は対象人数を指すのか、それとも各金融機関に問い合わせた件数を指すのか。

[納税] 一人当たり複数の金融機関に問い合わせることもあるので、問い合わせた件数を指している。

[会長] 一部の金融機関でも手続きを簡略化することによって幅広く調査をできるようにするのか。

[納税] 郵送だと何度も確認するのは難しいが、電子化することによって定期的に確認し、財産があるタイミングで押さえるということができ、利便性が高まる。

[会長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 納税課から諮問のあったイ「個人情報の処理に係る情報システムの導入」  
ウ「個人情報のオンラインによる外部提供」について、同意することが決定された。

エ 個人情報の本人以外収集（くらしと文化部文化部文化・生涯学習推進課）

〔文化・生涯学習推進課〕

本諮問は、多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）内における犯罪・事故の防止と施設の利用状況及び混雑度の確認を目的として、防犯カメラを設置する、個人情報の本人以外収集についての諮問である。

また、多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）の来館者は不特定多数であり、通知及び同意を得ることは現実的ではないため、施設の主な出入口に表示板を掲示し、利用者に周知を行うことで、本人への通知を省略する。

専用ハードディスク記録媒体については許可されたものみにアクセス権を設定し施錠可能な場所で保管する、ハードディスク記録媒体は業務端末ネットワークとは完全に独立させる、PC端末にデータを保管しない、ハードディスク記録媒体のある中央監視室等は全館終了時に施錠し機械警備により保安する、従業者への教育・指導を徹底するなどの個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

- 〔委員〕 改修前に比べて台数が増えた理由は何か。
- 〔文化・生涯学習推進〕 現場の施工者との調整の結果である。基本的には改修前の配置を踏襲しているが、改修前と間取りが大きく変わった部分、特に4階は部屋の仕切りを取り払い、人通りも多くなるようにしているため、撮影できる範囲などを検討した結果、防犯カメラの数が増えた。
- 〔委員〕 ここでの審議では台数や配置も含めて承認するのか。変更する際はまた審議会に諮るのか。
- 〔文化・生涯学習推進〕 過去に一台増設することになった際に諮問したことがある。
- 〔事務局〕 変更がある場合は事務局と協議のうえ諮問するか判断する。
- 〔会長〕 運用内部規則に令和3年12月14日より施行するとあるが、この日程は何か。
- 〔文化・生涯学習推進〕 指定管理が12月14日から開始のため。
- 〔委員〕 データの保存期間が一週間とあるが、これは多摩市として基準があるのか、それとも個々に判断しているのか。
- 〔事務局〕 原則として7日以内、事情に応じて設定するという事になっている。
- 〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 文化・生涯学習推進課から諮問のあったエ「個人情報の本人以外収集」について、同意することが決定された。

#### オ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部健康推進課）

〔健康推進課〕

本諮問は、新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種にあたり、早期に追加接種を開始できるよう、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の予診票を用いて接種記録の入力及び内容確認を実施する、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託についての諮問である。

予診票の受け渡しは市職員から委託業者に枚数を数えたうえで手渡しし実施日毎に管理する、市予約システムを利用する際には特定のアカウントを付与し定期的にログの管理を実施する等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

- 〔委員〕 業者の選定はどのように行われるのか。
- 〔健康推進〕 期間が短いので、随意契約で見積合わせのうえ契約する。多摩市においてデータパンチ業務の受託実績のある事業者に委託する。
- 〔会長〕 諮問書の委託に係る個人情報の項目と、資料にある実際の業務で入力・確認する個人情報の項目が違うが。
- 〔健康推進〕 入力・確認作業に使用する予診票には、実際に入力・確認する以外の項目も記載されているためそのような表記となった。
- 〔委員〕 多摩市の人口とワクチン接種済みの人口に大きく差があるが、未接種の方がそれだけいるのか。
- 〔健康推進〕 接種対象でない年齢の方が多い。
- 〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 健康推進課から諮問のあったオ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

#### カ 個人情報の本人以外収集（教育部図書館）

〔図書館〕

本諮問は、新設する多摩市立中央図書館の管理運営にあたり、防犯カメラを設置することによる、個人情報の本人以外収集の適用除外についての諮問である。

また、中央図書館の来館者は不特定多数であり、通知及び同意を得ることは現実的ではないため、施設の出入口及び防犯カメラ付近に防犯カメラ表示シールを掲示し、利用者に周知を行うことで、本人への通知を省略する。

各防犯カメラのデータは地下1階の事務室内にあるレコーダーに記録しパスワードをかける、映像データはレコーダー内に7日間保存し上書き保存により自動消去される、データの確認等操作の必要が生じた際には管理者がパスワードを解除して操作する等の個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔会 長〕 図書館に関しては指定管理ではなく直営か。その場合防犯カメラの管理責任者も市職員になるか。

〔図 書 館〕 その通りです。

〔会 長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 図書館から諮問のあったカ「個人情報の本人以外収集」について、同意することが決定された。

キ 指定管理者の指定（くらしと文化部スポーツ振興課）

ク 指定管理者の指定（福祉総務課）

〔スポーツ振興課・福祉総務課・高齢支援課〕

本諮問は、多摩市立温水プール・多摩市総合福祉センターに指定管理者の指定をす  
るにあたり、当該施設の管理業務において、指定管理者が個人情報を取り扱う業務を  
行うことによる、指定管理者の指定についての諮問である。

指定管理者の候補者における個人情報保護措置として、多摩市個人情報保護条例等  
の遵守義務を規定し、個人情報の適正な管理に必要な措置を講ずること、学識経験者  
等で構成する選定委員会で個人情報を適切に保護・取扱いができることを審査したこ  
と、簿冊は事務室に保管し職員退室時に施錠すること、PCは事務室内に設置し職員は  
パスワードをかけること、指定管理開始後は、実地調査を年1回以上行うこととする  
など、業務実施にあたり必要な個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委 員〕 利用者の自主的活動の支援・育成や老人クラブの育成という老人福祉セ  
ンター事業について、社会福祉協議会や自治会マターの業務ではないか。  
指定管理にして業者が行うということに違和感を覚えるがいかかがか。

〔高齢支援〕 同じ建物内に社会福祉協議会が入っているので、そちらとの連携も含め  
て全体として管理するというかたちをとっている。

〔委 員〕 業者に丸投げではないということで理解した。

〔委 員〕 諮問書に記載されているこの施設の名称は「二幸産業・NSP健幸福祉  
プラザ」なのか「多摩市総合福祉センター」なのか。使い分けはどうなっ  
ているのか。

〔福祉総務〕 正式名称は「多摩市総合福祉センター」であり、「二幸産業・NSP健幸  
福祉プラザ」はネーミングライツにて命名された愛称である。諮問書など  
公文書には一貫して「多摩市総合福祉センター」の名称を用いる。広報物  
には愛称を用いている。

〔委 員〕 プールだと市外の方も利用されるが、市民とそれ以外とは同じように扱  
うのか。多摩市の審議会でそれを決めてよいのか。

〔スポーツ振興〕 地方自治法に基づく公の施設であり、市民・それ以外で個人情報の扱い  
を変えることはない。

〔委 員〕 施設の利用状況について、稼働率とは何か。

〔福祉総務〕 総合福祉センター内で貸出をしている部屋の利用率の稼働率である。

- [会 長] 来年度以降予定している指定管理者は、いつからこの施設の指定管理業務を行っているか。
- [スポーツ振興] 指定管理導入時から継続して行っている。14年ほど継続しており、15年目以降も行う予定である。
- [会 長] いままで大きな漏洩事故などは起こしていないか。
- [スポーツ振興] そういった事故は発生していない。
- [会 長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ スポーツ振興課・福祉総務課から諮問のあった「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

ケ 多摩市個人情報保護条例等の改正等について（総務部文書法制課）  
〔文書法制課〕

本諮問は、個人情報保護法の改正に伴い、多摩市個人情報保護条例等の改正を行うにあたり、意見を聴取するものである。今回は変更箇所と今後のスケジュールについて確認をした。

(10) 閉会

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営に関する申合せ事項により、ここに署名する。

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会 会 長 蔭崎 太郎  
委 員 帆足 文宏